

募集

募集要領配布 1月6日(金)から
飲料水等自動販売機設置事業者

市内公共施設の飲料水などの自動販売機と容器回収ボックスの設置・管理運営ができる事業者(借受人)を募集します。自動販売機ごとに「貸付料率」をもとに事業者を選定します。

募集施設 市役所庁舎・分庁舎、コミュニティセンター、リサイクルセンター、プリモライブラリーはむら(図書館)、産業福祉センター、富士見公園、いこいの里、ヒノトントンZOO(羽村市動物公園) 駐車場、水上公園、羽中四丁目整備用地
販売品目 缶飲料、ペットボトル飲料、紙パック飲料、紙コップ飲料、菓子、栄養補助食品など

対象

○法人：市内に本店・支店または営業所などがあり、自動販売機設置運営事業を営んでいる方
○個人：市内に居住し、市内で自動販売機設置運営事業を営んでいる方

応募方法 1月20日(金)～27日(金)の午前9時～午後5時(土・日曜日、正午～午後1時を除く)に、募集要領を確認の上、必要書類を直接、応募先へ

募集要領配布 1月6日(金)午前9時から、市役所3階契約管財課で配布

応募先・問合せ 契約管財課管財係 396 ※詳しくは、募集要領を確認してください。

※募集要領・申込書類は、市役所3階契約管財課で配布するほか、市公式サイトからダウンロードすることができます。



都市計画審議会 市民公募委員

羽村市都市計画審議会は、市長の諮問に依りて、都市計画に関する事項を調査・審議する機関です。現在の委員の任期満了に伴い、市民公募委員を募集します。

応募資格 市内在住・在勤・在学中、令和5年4月2日時点で満18歳以上の方
※市のほかの審議会などの委員になっている方は応募できません。

募集人数 2人

任期 令和5年5月から2年間

開催回数 年1～3回程度(1回2時間程度)

報酬(日額) 9000円

選考方法 作文(結果は応募者各人に通知します)

入学

入学期日および学校指定通知の送付

4月から市立小・中学校に入学するお子さんのいる家庭に「入学期日および学校指定通知書」を送付します。

対象

○小学校：平成28年4月2日～平成29年4月1日に生まれた方
○中学校：平成22年4月2日～平成23年4月1日に生まれた方

■1月下旬までに通知が届かない場合や次のようなときは連絡してください。
○3月末日までに転出・転居する。
○私立学校などに入学する。
○外国人住民の方で、市立小・中学校に入学を希望する。

○横田基地内に住所がある。
■次のような場合は、指定された学校を変更する場合がございます。
○住宅の新築または購入などの理由で、指定学区外に転居する予定がある。
○指定学校の変更を行い、

問合せ 生活環境課 204

拠点回収ボックスは、1月4日(水)まで休止です



状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設の情報ページなどで確認してください。

新型コロナウイルス感染症に負けない！

健康管理術

年の初めに体内時計を整えて、ぐっすり眠りましょう！

問合せ 健康課(保健センター内) 626

年末年始やコロナ禍でうち時間が増え、普段よりも夜更かしをしていないでしょうか。体内時計を意識した生活を取り入れて、よい睡眠習慣を身につけましょう。

睡眠が6時間未満になると病気のリスクが高まる

眠りには「疲れの回復」「記憶の定着」「免疫機能の強化」などの効果があります。睡眠不足が続くと、生活習慣病(高血圧、糖尿病、メタボリック症候群など)や認知症、うつ病などのリスクが高まります。

体内時計と朝の光

人のカラダは25時間弱の体内時計が備わっており、1日24時間とズレが生じます。起床後に光を浴びることで、そのズレを修正し、24時間に微調整します。また人のカラダには、朝の光を浴びた14～16時間後に眠りやすくなる仕組みが備わっています。

○入浴は、就寝1～2時間前が理想的です。
○眠る前のスマートフォン利用は控えましょう。
○自分がリラックスできる時間を大切にしましょう。

保健センターでは、保健師・管理栄養士による体調や食事、こころの相談に応じています。気軽に相談してください。

保険

国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当金 支給適用期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与等の支払いが受けられない期間について、傷病手当金を支給しています。

支給適用期間 労務に服することができない期間を「令和2年1月1日～令和5年3月31日」に延長
※支給要件や申請方法など、詳しくは事前に電話で問い合わせください。

問合せ 国民健康保険：市民課保険係 127 / 後期高齢者医療：市民課高齢医療・年金係 138

後期高齢者医療制度の被保険者に医療費等通知書を送付

自分の健康と医療に対する認識を深めるとともに、受診内容に誤りがないかを確認していただくために、1月下旬に「医療費等通知書」を送付します。通知書の内容 診療年月、医療機関などの名称、医療費等の全額と自己負担相当額

対象 令和4年12月1日現在、東京都後期高齢者医療制度の被保険者で、令和3年9月～令和4年8月に、保険診療による受診履歴がある方
※12月2日～16日に死亡により資格を喪失した方は除きます。
■確定申告に利用できます
確定申告(医療費控除)の際にこの医療費等通知書を添付することで、令和4年1月～8月の診療等について、「医療費控除の明細書」への記載を省略することができます。

※令和4年9月～12月の診療等については、領収書を添付してください。
※詳しくは問い合わせください。

問合せ 東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター 0570-0861519 / 市民課高齢医療・年金係 140